



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*35 和歌山県税外収入徴収規則の一部を改正する規則 (教育委員会)..... 1

○ 人事委員会規則

*6 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 2

*7 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 3

*8 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 6

*9 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 7

*10 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 11

*11 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 31

*12 教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 34

*13 職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則 34

*14 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 35

*15 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 39

*16 和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 41

*17 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則 42

*18 職員の苦情処理に関する規則の一部を改正する規則 43

*19 人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則 44

○ 教育委員会規則

*15 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 44

*16 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 45

*17 市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 66

*18 市町村立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 72

*19 へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則 72

○ 告示

488 根来寺遺跡展示施設の管理事務の委託に関する規約 (教育委員会)..... 73

○ 正誤

令和2年3月17日付け和歌山県報第89号和歌山県告示第380号中 73

規 則

和歌山県規則第35号

和歌山県税外収入徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税外収入徴収規則の一部を改正する規則

和歌山県税外収入徴収規則 (昭和33年和歌山県規則第34号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第4 (第9条関係) 1～5 略 備考 高等学校授業料の全部又は一部の弁済に充てるための補助金(和歌山県補助金等交付規則(昭和62年和歌山県規則第28号)第2条第1項の補助金等をいう。)の受給資格に係る認定を受けている者(当該認定の手続を行っている者を含む。)に関する高等学校授業料の納期限は、別に定める。	別表第4 (第9条関係) 1～5 略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第6号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当及び勤勉手当) 第13条 略 2 条例第23条第1項後段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、次に掲げる職員以外の職員とする。 (1) その退職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であった者 (2) その退職後基準日までの間において、条例の適用を受ける職員又は第13条の5第3項第1号から第6号までのいずれかに該当する者(非常勤である者にあつては、法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員に限る。)として在職するもの (3) その退職後に国若しくは他の地方公共団体の職員又は公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者その他人事委員会がこれらに準ずると認める者となったもので期末手当に相当する手当の支給について条例の適用を受ける職員としての在職した期間を通算されて支給されることとなるもの 3 基準日前1か月以内において条例の適用を受ける職員としての退職が2回以上ある者について前項の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。 4 略 5 条例第24条第1項後段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、次に掲げる職員以外の職員とする。ただし、第2号に掲げる職員のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない職	(期末手当及び勤勉手当) 第13条 略

<p>員については、この限りでない。 <u>(1) その退職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であった者</u> <u>(2) 第2項第2号及び第3号に掲げる者</u> <u>6 第3項の規定は、前項の場合に準用する。</u> <u>7・8 略</u></p> <p>(期末手当に係る在職期間) 第13条の5 略 2 略 3 基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者(非常勤である者にあつては、法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員に限る。)が条例の適用を受ける職員となった場合(第7号及び第8号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となった場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、第1項の在職期間に算入する。 (1)~(9) 略 4・5 略</p>	<p><u>3・4 略</u></p> <p>(期末手当に係る在職期間) 第13条の5 略 2 略 3 基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者(非常勤である者にあつては、法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員に限る。)が条例の適用を受ける職員となった場合(第7号及び第8号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となった場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、第1項の在職期間に算入する。 (1)~(9) 略 4・5 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(退職し、又は死亡した職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の廃止)

2 退職し、又は死亡した職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年和歌山県人事委員会規則第8号)は、廃止する。

和歌山県人事委員会規則第7号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正 後	改正 前
<p>(管理職手当) 第11条の2 条例第15条の2の規定により主幹教諭及び教諭のうち管理職手当を支給するものは、次の各号に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 2~4 略</p> <p>(期末手当及び勤勉手当) 第14条 略 <u>2 条例第19条第1項後段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、次に掲げる職員以外の職員とする。</u> <u>(1) その退職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であった者</u> <u>(2) その退職後基準日までの間において、条例の適用を受ける職員又は第14条の5第3項第1号から第6号までのいずれかに該当する者</u></p>	<p>(管理職手当) 第11条の2 条例第15条の2の規定により教諭のうち管理職手当を支給するものは、次の各号に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 2~4 略</p> <p>(期末手当及び勤勉手当) 第14条 略</p>

(非常勤である者にあつては、法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員に限る。)として在職するもの

(3) その退職後に国、他の地方公共団体の職員又は退職派遣者その他人事委員会がこれらに準ずると認める者となったもので期末手当に相当する手当の支給について条例の適用を受ける職員としての在職した期間を通算されて支給されることとなるもの

3 基準日前1か月以内において条例の適用を受ける職員としての退職が2回以上ある者について前項の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

4 略

5 条例第20条第1項後段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、次に掲げる職員以外の職員とする。ただし、第2号に掲げる職員のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない職員については、この限りでない。

(1) その退職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であった者

(2) 第2項第2号及び第3号に掲げる者

6 第3項の規定は、前項の場合に準用する。

7・8 略

(期末手当に係る在職期間)

第14条の5 略

2 略

3 基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者(非常勤である者にあつては、法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員に限る。)が条例の適用を受ける職員となった場合(第7号及び第8号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となった場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、第1項の在職期間に算入する。

(1)~(9) 略

4・5 略

別表第1 調整基本額表(第8条関係)

ア 高等学校等教育職員給料表

職務の級	調整基本額
略	略
2級	略
特2級	11,500円
略	

イ 中学校教育職員給料表

職務の級	調整基本額
略	略
2級	略

2 略

3・4 略

(期末手当に係る在職期間)

第14条の5 略

2 略

3 基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者(非常勤である者にあつては、法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員に限る。)が条例の適用を受ける職員となった場合(第7号及び第8号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となった場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、第1項の在職期間に算入する。

(1)~(9) 略

4・5 略

別表第1 調整基本額表(第8条関係)

ア 高等学校等教育職員給料表

職務の級	調整基本額
略	略
2級	略
略	

イ 中学校教育職員給料表

職務の級	調整基本額
略	略
2級	略

特2級	11,300円
略	

別表第2 (第11条の2 関係)

職	支給区分
高等学校	略
(3) 略	略
(4) 副校長	3種
(5) 略	略
(6) 第5号に掲げる教頭以外の教頭	略
特別支援学校	略
(3) 略	略
(4) 副校長	3種
(5) 略	略
(6) 第5号に掲げる教頭以外の教頭	略
中学校	(1) 略 略
(2) 副校長	3種
(3) 略	略
略	略

別表第2の2 (第11条の2 関係)
ア 高等学校等教育職員給料表

職務の級	支給区分	管理職手当	
		再任用職員以外の職員	再任用職員
略	略		
3級	略		
特2級	5種	34,600円	24,700円
略	略	略	略

イ 中学校教育職員給料表

職務の級	支給区分	管理職手当	
		再任用職員以外の職員	再任用職員
略	略	略	略

略

別表第2 (第11条の2 関係)

職	支給区分
高等学校	略
(3) 略	略
(4) 略	略
(5) 第4号に掲げる教頭以外の教頭	略
特別支援学校	略
(3) 略	略
(4) 略	略
(5) 第4号に掲げる教頭以外の教頭	略
中学校	(1) 略 略
(2) 略	略
略	略

別表第2の2 (第11条の2 関係)
ア 高等学校等教育職員給料表

職務の級	支給区分	管理職手当	
		再任用職員以外の職員	再任用職員
略	略		
3級	略		
略	略	略	略

イ 中学校教育職員給料表

職務の級	支給区分	管理職手当	
		再任用職員以外の職員	再任用職員
略	略	略	略

3級	3種	57,000円	43,100円
	4種	略	略

3級	4種	略	略
----	----	---	---

別表第4 (第14条の3関係)

給料表	職員	加算割合
高等学校等 教育職員給 料表 中学校教育 職員給料表	校長又は副校 長	略
	教頭又は主幹 教諭	略
	略	略
略	略	

備考 略

別表第4 (第14条の3関係)

給料表	職員	加算割合
高等学校等 教育職員給 料表 中学校教育 職員給料表	校長	略
	教頭	略
	略	略
略	略	

備考 略

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(退職し、又は死亡した教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の廃止)
- 退職し、又は死亡した教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則 (昭和38年和歌山県人事委員会規則第9号) は、廃止する。

和歌山県人事委員会規則第8号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則 (昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当及び勤勉手当) 第14条 略</p> <p>2 条例第21条第1項後段の規定により期末手当の支給を受ける警察官は、次に掲げる警察官以外の警察官とする。</p> <p>(1) その退職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する警察官であった者</p> <p>(2) その退職後基準日までの間において、条例の適用を受ける警察官又は第14条の5第3項第1号から第6号までのいずれかに該当する者 (非常勤である者にあつては、法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律 (平成14年法律第48号) 第5条の規定により採用された職員に限る。) として在職するもの</p> <p>(3) その退職後に国若しくは他の地方公共団体の職員又は退職派遣者その他人事委員会がこれらに準ずると認める者となったもので期末</p>	<p>(期末手当及び勤勉手当) 第14条 略</p>

手当に相当する手当の支給について条例の適用を受ける警察官としての在職した期間を通算されて支給されることとなるもの

3 基準日前1か月以内において条例の適用を受ける警察官としての退職が2回以上ある者について前項の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

4 略

5 条例第22条第1項後段の規定により勤労手当の支給を受ける警察官は、次に掲げる警察官以外の警察官とする。ただし、第2号に掲げる警察官のうち、勤労手当に相当する手当が支給されない警察官については、この限りでない。

(1) その退職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する警察官であった者

(2) 第2項第2号及び第3号に掲げる者

6 第3項の規定は、前項の場合に準用する。

7・8 略

(期末手当に係る在職期間)

第14条の5 略

2 略

3 基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者(非常勤である者にあつては、法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員に限る。)が条例の適用を受ける警察官となった場合(第7号及び第8号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける警察官となった場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、第1項の在職期間に算入する。

(1)~(9) 略

4・5 略

2 略

3・4 略

(期末手当に係る在職期間)

第14条の5 略

2 略

3 基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者(非常勤である者にあつては、法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された者に限る。)が条例の適用を受ける警察官となった場合(第7号及び第8号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける警察官となった場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、第1項の在職期間に算入する。

(1)~(9) 略

4・5 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(退職し、又は死亡した警察職員の期末手当及び勤労手当に関する規則の廃止)

2 退職し、又は死亡した警察職員の期末手当及び勤労手当に関する規則(昭和38年和歌山県人事委員会規則第10号)は、廃止する。

和歌山県人事委員会規則第9号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1アの表を次のように改める。

ア 行政職給料表級別職務分類表

組織		職務の級									
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	
知事	共 通	※福祉主事 又は福祉 技師 ※医療主事 又は医療 技師									
	本 庁	※航 海 士 ※機 関 士 ※通 信 士		※主査航海士 ※主査機関士 副主査航海士 副主査機関士 検査専門員	※船 長 ※機 関 長	総括課長補佐 政策審議員 改革推進員 監察査察員 調 査 員 検 査 員 主任航海士 主任機関士	※室 長 副 室 長 分 室 長 旅券事務長 総括審議員 総括監察査察員 総括検査員		知事室次長 行政改革担当参事 国際担当参事 生活安全参事 食品安全参事 労働政策参事 情報政策担当参事 会計局長	危機管理監 監察査察監 知事室長 理 事 技 監 会計管理者 紀の国わかやま文化祭担当参事	
地方機関	共 通					専門技術員 調 査 員	総括専門員				
	振 興 局					出張所長 会計専門員 会計駐在員 旅券駐在員 検 査 員 入札契約統括員	※所 長 支 所 長 副 参 事 次 長 支所次長				
	東京事務所						企業誘致統括員				
	県税事務所					県税窓口統括員	次 長				
	消 防 学 校				※教務主任		副 校 長				
	防災航空センター						次 長				
	文 書 館						次 長				
	環境衛生研究センター						次 長				
	南紀熊野ジオパークセンター							事 務 長			
	消費生活センター						支 所 長	次 長			
子ども・女性・障害者相談センター					室 長		次 長				

	紀南児童相談所					次 長 分 室 長			
	仙 溪 学 園					次 長			
	精神保健福祉センター					次 長			
	保 健 所					支 所 長 次 長 支所次長			
	高等看護学院				事務長代理	事 務 長	副学院長		
	こころの医療センター					事務局次長	事務局長		
	公営競技事務所					次 長			
	産業技術専門学院	※職業指導員					副学院長		
	工業技術センター						副 所 長		
	水産試験場	※航 海 士 ※機 関 士 ※通 信 士		※主査航海士 ※主査機関士 副主査航海士 副主査機関士	※船 長 ※機 関 長	主任航海士 主任機関士			
	農林大学校				助 教	総務部長 農学部長 次 長 准 教 授	所 長 副 校 長 教 授 林業研修部長		
	和歌山下津港湾事務所						次 長		
	土砂災害啓発センター					所 長			
県	議 会					調 査 員	総括調査員 秘書広報室長	事務局次長	
教育委員会	共 通				※指導主事 ※社会教育主事 ※教育相談主事	主任指導主事 主任社会教育主事 主任教育相談主事 ※専 門 員			
	本 庁	※体育指導員			※人事主事 ※政策推進員		室 長 教育企画員	教育企画監 局 長	

地方機関	教育事務所				※人事主事		副 所 長			
	教育センター 一学びの丘					教育相談 室長	副 所 長 教育企画 員			
	図 書 館	※司 書		副主査司 書	主査司書	主任司書 センター 長	紀南図書 館長	副 館 長		
	近代美術館							副 館 長		
	博 物 館							副 館 長		
	紀伊風土記 の丘							副 館 長		
	自然博物館							副 館 長 教育企画 員		
	県立学校						※事務長 事務長補 佐			
警 察	共 通			主 任						
	本 部	※保 健 師 ※航空整備 士				調 査 官 隊長補佐 校長補佐 師 範	※監 察 官 管 理 官 次 席 所 長 副 所 長 室 長 場 長 センター 長 首席師範	理 事 官	参 事 官	
地方機関	警 察 署						会 計 官			
選挙管理委員会	本 庁						事務局長 事務局次 長			
	地方機関	分 局					分 局 長 分局長代 理			
監 査 委 員 員						調 査 員	総括調査 員			
労 働 委 員 員 会								事務局次 長		
海区漁業調整委員会							事務局長			

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第10号

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																											
<p>(昇格の場合の号給)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 前3条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。ただし、<u>高等学校等教育職員給料表又は中学校教育職員給料表の職務の級を2級から特2級に在級させることなく3級に職員を昇格させた場合には、当該3級を2級の1級上位の職務の級とみなして前項の規定を適用する。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>(降格の場合の号給)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。ただし、<u>高等学校等教育職員給料表又は中学校教育職員給料表の職務の級を3級から特2級に在級させることなく2級に職員を降格させた場合には、当該2級を3級の1級下位の職務の級とみなして前項の規定を適用する。</u></p> <p>3 略</p> <p>別表第2 級別資格基準表（第5条関係） ア 高等学校等教育職員給料表級別資格基準表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職種</th> <th rowspan="2">学歴免許等</th> <th colspan="2">職務の級</th> </tr> <tr> <th>1級</th> <th>2級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副校長 教頭</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主幹教諭</td> <td>大学卒</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>短大卒</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略 イ 中学校教育職員給料表級別資格基準表</p>	職種	学歴免許等	職務の級		1級	2級	略	略			副校長 教頭	略			主幹教諭	大学卒		0	短大卒		0	略				<p>(昇格の場合の号給)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 前3条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(降格の場合の号給)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第2 級別資格基準表（第5条関係） ア 高等学校等教育職員給料表級別資格基準表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職種</th> <th rowspan="2">学歴免許等</th> <th colspan="2">職務の級</th> </tr> <tr> <th>1級</th> <th>2級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教頭</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略 イ 中学校教育職員給料表級別資格基準表</p>	職種	学歴免許等	職務の級		1級	2級	略	略			教頭	略			略			
職種			学歴免許等	職務の級																																								
	1級	2級																																										
略	略																																											
副校長 教頭	略																																											
主幹教諭	大学卒		0																																									
	短大卒		0																																									
略																																												
職種	学歴免許等	職務の級																																										
		1級	2級																																									
略	略																																											
教頭	略																																											
略																																												

職種	学歴免許等	職務の級	
		1級	2級
略	略		
副校長 教頭	略		
主幹教諭	大学卒		0
	短大卒		0
略			

備考 略

職種	学歴免許等	職務の級	
		1級	2級
略	略		
教頭	略		
略			

備考 略

別表第7及び別表第8を次のように改める。

別表第7 昇格時号給対応表 (第23条関係)

ア 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	特2級	3級		4級
			2級からの昇格の場合	特2級からの昇格の場合	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1

18	1	1	1	1	1
19	1	1	1	1	1
20	1	1	1	1	1
21	1	1	1	1	1
22	2	1	1	1	1
23	3	1	1	1	1
24	4	1	1	1	1
25	5	1	1	1	1
26	6	2	1	2	1
27	7	3	1	3	1
28	8	4	1	4	1
29	9	5	1	5	1
30	10	6	1	6	1
31	11	7	1	7	1
32	12	8	1	8	1
33	13	9	1	9	1
34	14	10	1	10	1
35	15	11	1	11	1
36	16	12	1	12	1
37	17	13	1	13	1
38	18	14	1	14	1
39	19	15	1	15	1
40	20	16	1	16	1
41	21	17	1	17	1
42	22	18	1	18	2
43	23	19	1	19	3
44	24	20	1	20	4
45	25	21	1	21	5
46	26	22	1	22	6
47	27	23	1	23	7
48	28	24	1	24	8
49	29	25	1	25	9
50	29	26	1	26	10
51	30	27	1	27	11

52	30	28	1	28	12
53	31	29	1	29	13
54	31	30	2	30	14
55	32	31	3	31	15
56	32	32	4	32	16
57	33	33	5	33	17
58	33	34	6	34	18
59	34	35	7	35	19
60	34	36	8	36	20
61	35	37	9	37	21
62	35	38	10	38	22
63	36	39	11	39	23
64	36	40	12	40	24
65	37	41	13	41	25
66	37	42	14	42	25
67	38	43	15	43	26
68	38	44	16	44	26
69	39	45	17	45	27
70	39	46	18	46	27
71	40	47	19	47	28
72	40	48	20	48	28
73	41	49	21	49	29
74	41	50	22	50	29
75	42	51	23	51	30
76	42	52	24	52	30
77	43	53	25	53	31
78	43	54	26	54	
79	44	55	27	55	
80	44	56	28	56	
81	45	57	29	57	
82	46	58	30	58	
83	47	59	31	59	
84	48	60	32	60	
85	49	61	33	61	

86	49	62	34	61	
87	50	63	35	62	
88	50	64	36	62	
89	51	65	37	63	
90	51	66	38	63	
91	52	67	39	64	
92	52	68	40	64	
93	53	69	41	65	
94	53	70	42	66	
95	53	71	43	67	
96	54	72	44	68	
97	54	73	45	69	
98	54	74	46	69	
99	55	75	47	69	
100	55	76	48	70	
101	55	77	49	70	
102	56	78	49	70	
103	56	79	50	71	
104	56	80	50	71	
105	57	81	51	71	
106	57	81	51	72	
107	57	82	52	72	
108	58	82	52	72	
109	58	83	53	73	
110	58	83	53	73	
111	59	84	54	73	
112	59	84	54	74	
113	59	85	55	74	
114	60	85	55	74	
115	60	86	56	75	
116	60	86	56	75	
117	61	87	57	75	
118	61	87	57		
119	61	88	57		

120	61	88	57		
121	61	89	57		
122	62	89	57		
123	62	89	57		
124	62	89	58		
125	62	89	58		
126	62	90	58		
127	63	90	58		
128	63	90	58		
129	63	90	58		
130	63	90	58		
131	63	91	59		
132	64	91	59		
133	64	91	59		
134	64	91	59		
135	64	91	59		
136	64	92	59		
137	65	92	59		
138	65	92	59		
139	65	92	59		
140	65	92	59		
141	65	93	59		
142	66	93	59		
143	66	94	60		
144	66	94	60		
145	66	95	60		
146	66				
147	67				
148	67				
149	67				
150	67				
151	67				
152	68				
153	68				

イ 中学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	特2級	3級		4級
			2級からの昇 格の場合	特2級からの 昇格の場合	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	2	1	1	2	1
11	3	1	1	3	1
12	4	1	1	4	1
13	5	1	1	5	1
14	6	1	1	6	1
15	7	1	1	7	1
16	8	1	1	8	1
17	9	1	1	9	1
18	10	1	1	10	1
19	11	1	1	11	1
20	12	1	1	12	1
21	13	1	1	13	1
22	14	1	1	14	1
23	15	1	1	15	1
24	16	1	1	16	1
25	17	1	1	17	1
26	18	1	1	18	1
27	19	1	1	19	1
28	20	1	1	20	1
29	21	1	1	21	1
30	22	1	1	22	1

31	23	1	1	23	1
32	24	1	1	24	1
33	25	1	1	25	1
34	26	1	1	26	1
35	27	1	1	27	1
36	28	1	1	28	1
37	29	1	1	29	1
38	30	2	1	30	1
39	31	3	1	31	1
40	32	4	1	32	1
41	33	5	1	33	1
42	34	6	1	34	1
43	35	7	1	35	1
44	36	8	1	36	1
45	37	9	1	37	1
46	38	10	1	38	1
47	39	11	1	39	1
48	40	12	1	40	1
49	41	13	1	41	1
50	41	14	2	42	1
51	42	15	3	43	1
52	42	16	4	44	1
53	43	17	5	45	1
54	43	18	6	46	1
55	44	19	7	47	1
56	44	20	8	48	1
57	45	21	9	49	1
58	45	22	10	50	2
59	45	23	11	51	3
60	46	24	12	52	4
61	46	25	13	53	5
62	46	26	14	54	6
63	47	27	15	55	7
64	47	28	16	56	8

65	47	29	17	57	9
66	48	30	18	58	10
67	48	31	19	59	11
68	48	32	20	60	12
69	49	33	21	61	13
70	50	34	22	62	14
71	51	35	23	63	15
72	52	36	24	64	16
73	53	37	25	65	17
74	53	38	26	66	18
75	54	39	27	67	19
76	54	40	28	68	20
77	55	41	29	69	20
78	55	42	30	70	20
79	56	43	31	71	20
80	56	44	32	72	20
81	57	45	33	73	21
82	57	46	34	73	21
83	58	47	35	74	21
84	58	48	36	74	21
85	59	49	37	75	21
86	59	50	38	75	22
87	60	51	39	76	22
88	60	52	40	76	22
89	61	53	41	77	22
90	61	54	42	78	22
91	61	55	43	79	23
92	62	56	44	80	23
93	62	57	45	80	23
94	62	58	46	80	
95	63	59	47	80	
96	63	60	48	81	
97	63	61	49	81	
98	64	62	50	81	

99	64	63	51	81	
100	64	64	52	82	
101	65	65	53	82	
102	65	66	54	82	
103	65	67	55	82	
104	65	68	56	83	
105	65	69	57	83	
106	65	70	58	83	
107	65	71	59	83	
108	66	72	60	84	
109	66	73	61	84	
110	66	74	61	84	
111	66	75	62	84	
112	66	76	62	84	
113	66	77	63	85	
114	66	77	63	85	
115	67	78	64	86	
116	67	78	64	86	
117	67	79	65	87	
118	67	79	66		
119	67	80	67		
120	67	80	68		
121	67	81	69		
122	68	82	69		
123	68	83	70		
124	68	84	70		
125	68	85	71		
126		86	71		
127		87	72		
128		88	72		
129		89	73		
130		89	73		
131		90	74		
132		90	74		

133		90	74		
134		90	74		
135		91	74		
136		91	74		
137		91	74		
138		91	74		
139		92	74		
140		92	74		
141		92	74		
142		92	74		
143		93	74		
144		93	74		
145		93	74		
146		93	74		
147		94	74		
148		94	74		
149		94	74		
150		94	74		
151		95	75		
152		95	75		
153		95	75		
154		96	75		
155		96	75		
156		96	76		
157		97	76		

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第8 降格時号給対応表 (第25条関係)

ア 高等学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級		特2級	3級
		特2級からの降格の場合	3級からの降格の場合		
1	21	25	53	25	41
2	22	26	54	26	42
3	23	27	55	27	43

4	24	28	56	28	44
5	25	29	57	29	45
6	26	30	58	30	46
7	27	31	59	31	47
8	28	32	60	32	48
9	29	33	61	33	49
10	30	34	62	34	50
11	31	35	63	35	51
12	32	36	64	36	52
13	33	37	65	37	53
14	34	38	66	38	54
15	35	39	67	39	55
16	36	40	68	40	56
17	37	41	69	41	57
18	38	42	70	42	58
19	39	43	71	43	59
20	40	44	72	44	60
21	41	45	73	45	61
22	42	46	74	46	62
23	43	47	75	47	63
24	44	48	76	48	64
25	45	49	77	49	66
26	46	50	78	50	68
27	47	51	79	51	70
28	48	52	80	52	72
29	50	53	81	53	74
30	52	54	82	54	76
31	54	55	83	55	77
32	56	56	84	56	77
33	58	57	85	57	77
34	60	58	86	58	77
35	62	59	87	59	77
36	64	60	88	60	77
37	66	61	89	61	77

38	68	62	90	62	
39	70	63	91	63	
40	72	64	92	64	
41	74	65	93	65	
42	76	66	94	66	
43	78	67	95	67	
44	80	68	96	68	
45	81	69	97	69	
46	82	70	98	70	
47	83	71	99	71	
48	84	72	100	72	
49	86	73	102	73	
50	88	74	104	74	
51	90	75	106	75	
52	92	76	108	76	
53	95	77	110	77	
54	98	78	112	78	
55	101	79	114	79	
56	104	80	116	80	
57	107	81	123	81	
58	110	82	130	82	
59	113	83	142	83	
60	116	84	145	84	
61	121	85	145	86	
62	126	86	145	88	
63	131	87	145	90	
64	136	88	145	92	
65	141	89	145	93	
66	146	90	145	94	
67	151	91	145	95	
68	153	92	145	96	
69	153	93	145	99	
70	153	94	145	102	
71	153	95	145	105	

72	153	96	145	108	
73	153	97	145	111	
74	153	98	145	114	
75	153	99	145	117	
76	153	100	145	117	
77	153	101	145	117	
78	153	102			
79	153	103			
80	153	104			
81	153	106			
82	153	108			
83	153	110			
84	153	112			
85	153	114			
86	153	116			
87	153	118			
88	153	120			
89	153	125			
90	153	130			
91	153	135			
92	153	140			
93	153	142			
94	153	144			
95	153	145			
96	153	145			
97	153	145			
98	153	145			
99	153	145			
100	153	145			
101	153	145			
102	153	145			
103	153	145			
104	153	145			
105	153	145			

106	153	145			
107	153	145			
108	153	145			
109	153	145			
110	153	145			
111	153	145			
112	153	145			
113	153	145			
114	153	145			
115	153	145			
116	153	145			
117	153	145			
118	153				
119	153				
120	153				
121	153				
122	153				
123	153				
124	153				
125	153				
126	153				
127	153				
128	153				
129	153				
130	153				
131	153				
132	153				
133	153				
134	153				
135	153				
136	153				
137	153				
138	153				
139	153				

140	153				
141	153				
142	153				
143	153				
144	153				
145	153				

イ 中学校教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1 級	2 級		特 2 級	3 級
		特 2 級からの降格の場合	3 級からの降格の場合		
1	9	37	49	9	57
2	10	38	50	10	58
3	10	39	51	11	59
4	11	40	52	12	60
5	12	41	53	13	61
6	13	42	54	14	62
7	14	43	55	15	63
8	15	44	56	16	64
9	16	45	57	17	65
10	17	46	58	18	66
11	18	47	59	19	67
12	19	48	60	20	68
13	20	49	61	21	69
14	21	50	62	22	70
15	23	51	63	23	71
16	24	52	64	24	72
17	25	53	65	25	73
18	26	54	66	26	74
19	27	55	67	27	75
20	28	56	68	28	80
21	29	57	69	29	85
22	30	58	70	30	90
23	31	59	71	31	93

24	32	60	72	32	93
25	33	61	73	33	93
26	34	62	74	34	93
27	35	63	75	35	93
28	36	64	76	36	93
29	37	65	77	37	93
30	38	66	78	38	93
31	39	67	79	39	93
32	40	68	80	40	93
33	41	69	81	41	93
34	42	70	82	42	93
35	43	71	83	43	93
36	44	72	84	44	93
37	45	73	85	45	93
38	46	74	86	46	
39	47	75	87	47	
40	48	76	88	48	
41	50	77	89	49	
42	52	78	90	50	
43	54	79	91	51	
44	56	80	92	52	
45	59	81	93	53	
46	62	82	94	54	
47	65	83	95	55	
48	68	84	96	56	
49	69	85	97	57	
50	70	86	98	58	
51	71	87	99	59	
52	72	88	100	60	
53	74	89	101	61	
54	76	90	102	62	
55	78	91	103	63	
56	80	92	104	64	
57	82	93	105	65	

58	84	94	106	66	
59	86	95	107	67	
60	88	96	108	68	
61	91	97	110	69	
62	94	98	112	70	
63	97	99	114	71	
64	100	100	116	72	
65	107	101	117	73	
66	114	102	118	74	
67	121	103	119	75	
68	125	104	120	76	
69	125	105	122	77	
70	125	106	124	78	
71	125	107	126	79	
72	125	108	128	80	
73	125	109	130	82	
74	125	110	150	84	
75	125	111	155	86	
76	125	112	157	88	
77	125	114	157	89	
78	125	116	157	90	
79	125	118	157	91	
80	125	120	157	95	
81	125	121	157	99	
82	125	122	157	103	
83	125	123	157	107	
84	125	124	157	112	
85	125	125	157	114	
86	125	126	157	116	
87	125	127	157	117	
88	125	128	157	117	
89	125	130	157	117	
90	125	134	157	117	
91	125	138	157	117	

92	125	142	157	117	
93	125	146	157	117	
94	125	150			
95	125	153			
96	125	156			
97	125	157			
98	125	157			
99	125	157			
100	125	157			
101	125	157			
102	125	157			
103	125	157			
104	125	157			
105	125	157			
106	125	157			
107	125	157			
108	125	157			
109	125	157			
110	125	157			
111	125	157			
112	125	157			
113	125	157			
114	125	157			
115	125	157			
116	125	157			
117	125	157			
118	125				
119	125				
120	125				
121	125				
122	125				
123	125				
124	125				
125	125				

126	125				
127	125				
128	125				
129	125				
130	125				
131	125				
132	125				
133	125				
134	125				
135	125				
136	125				
137	125				
138	125				
139	125				
140	125				
141	125				
142	125				
143	125				
144	125				
145	125				
146	125				
147	125				
148	125				
149	125				
150	125				
151	125				
152	125				
153	125				
154	125				
155	125				
156	125				
157	125				

備考 これらの表の降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第11号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和51年和歌山県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

高等学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
再任用職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員以外の職員	1号給から 4号給まで	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	5号給から 8号給まで	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	9号給から 12号給まで	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	13号給から 16号給まで	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	17号給から 20号給まで	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	21号給から 24号給まで	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	25号給から 28号給まで	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	29号給から 32号給まで	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	33号給から 36号給まで	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	37号給から 40号給まで	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
	41号給から 44号給まで	3,100	4,100	5,400	6,600	
	45号給から 48号給まで	3,200	4,300	5,600	6,800	
	49号給から 52号給まで	3,300	4,500	5,700	6,900	
	53号給から 56号給まで	3,400	4,800	5,800	7,000	
	57号給から 60号給まで	3,500	4,900	6,000	7,100	
	61号給から 64号給まで	3,600	5,100	6,100	7,200	
	65号給から 68号給まで	3,700	5,300	6,300	7,300	
	69号給から 72号給まで	3,800	5,400	6,400	7,400	
	73号給から 76号給まで	3,900	5,500	6,500	7,500	
	77号給から 80号給まで	4,000	5,600	6,700	7,500	
81号給から 84号給まで	4,100	5,800	6,800			
85号給から 88号給まで	4,100	5,900	6,900			
89号給から 92号給まで	4,200	6,100	6,900			
93号給から 96号給まで	4,300	6,200	7,000			

	97号給から100号給まで	4,400	6,300	7,200		
	101号給から104号給まで	4,400	6,400	7,200		
	105号給から108号給まで	4,500	6,500	7,200		
	109号給から112号給まで	4,500	6,600	7,300		
	113号給から116号給まで	4,600	6,700	7,300		
	117号給から120号給まで	4,700	6,800	7,300		
	121号給から124号給まで	4,700	6,900			
	125号給から128号給まで	4,800	6,900			
	129号給から132号給まで	4,900	6,900			
	133号給から136号給まで	4,900	7,000			
	137号給から140号給まで	4,900	7,100			
	141号給から144号給まで	5,000	7,100			
	145号給から148号給まで	5,100	7,100			
	149号給から152号給まで	5,100				
	153号給	5,100				
再任用職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員		2,100	2,600	4,500	5,100	6,400

備考

- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員の職にある者のうち、短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額はこの表の額にかかわらず2,200円、大学卒の学歴免許等の資格を有するものの同手当の月額はこの表の額にかかわらず2,600円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教諭及び養護教諭の職にある者のうち短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額は、この表の額にかかわらず2,200円とする。

別表第2 (第2条関係)

中学校教育職員給料表の適用を受ける者

職員の区分	号給	職務の級				
		1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
再任用職員及び育児短時間勤務に伴う短	1号給から4号給まで	円 2,000	円 2,100	円 3,500	円 4,200	円 6,800
	5号給から8号給まで	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	9号給から12号給まで	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100

時間勤務職員以外の職員	13号給から 16号給まで	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	17号給から 20号給まで	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	21号給から 24号給まで	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	25号給から 28号給まで	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	29号給から 32号給まで	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	33号給から 36号給まで	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	37号給から 40号給まで	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
	41号給から 44号給まで	3,100	3,500	5,400	6,000	
	45号給から 48号給まで	3,200	3,700	5,600	6,100	
	49号給から 52号給まで	3,300	3,800	5,700	6,300	
	53号給から 56号給まで	3,400	4,100	5,800	6,400	
	57号給から 60号給まで	3,500	4,300	6,000	6,600	
	61号給から 64号給まで	3,600	4,500	6,100	6,800	
	65号給から 68号給まで	3,700	4,800	6,300	6,900	
	69号給から 72号給まで	3,800	4,900	6,400	7,000	
	73号給から 76号給まで	3,900	5,100	6,500	7,100	
	77号給から 80号給まで	4,000	5,300	6,700	7,200	
	81号給から 84号給まで	4,100	5,400	6,800	7,300	
	85号給から 88号給まで	4,100	5,500	6,900	7,400	
	89号給から 92号給まで	4,200	5,600	6,900	7,500	
	93号給から 96号給まで	4,300	5,800	7,000	7,500	
	97号給から100号給まで	4,400	5,900	7,200		
	101号給から104号給まで	4,400	6,100	7,200		
	105号給から108号給まで	4,500	6,200	7,200		
	109号給から112号給まで	4,500	6,300	7,300		
	113号給から116号給まで	4,600	6,400	7,300		
	117号給から120号給まで	4,700	6,500	7,300		
	121号給から124号給まで	4,700	6,600			
	125号給から128号給まで	4,800	6,700			
	129号給から132号給まで		6,800			
133号給から136号給まで		6,900				
137号給から140号給まで		6,900				
141号給から144号給まで		6,900				
145号給から148号給まで		7,000				

	149号給から152号給まで		7,100			
	153号給から156号給まで		7,100			
	157号給		7,100			
再任用職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員		2,100	2,300	4,500	5,100	6,400

備考

- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で講師、助教諭及び養護助教諭の職にある者のうち、短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額はこの表の額にかかわらず2,200円、大学卒の学歴免許等の資格を有するものの同手当の月額はこの表の額にかかわらず2,600円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教諭及び養護教諭の職にある者のうち大学卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額は、この表の額にかかわらず2,600円とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第12号

教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年和歌山県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給対象職員)</p> <p>第1条 教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号。以下「条例」という。）第15条の6第1項の人事委員会規則で定める職員は、校長、副校長及び教頭並びに教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号。以下「規則」という。）第11条の2第1項各号に掲げる職員とする。</p>	<p>(支給対象職員)</p> <p>第1条 教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号。以下「条例」という。）第15条の6第1項の人事委員会規則で定める職員は、校長及び教頭並びに教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号。以下「規則」という。）第11条の2第1項各号に掲げる職員とする。</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第13号

職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の調整額に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正 後		改正 前	
別表（第4条関係） 1 略 2 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表		別表（第4条関係） 1 略 2 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表	
略		略	
第6号区分	(1)～(5) 略 (6) 平成18年4月以後の教育職員給与条例の高等学校等教育職員給料表又は中学校教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第5号区分の項第6号に掲げる者を除く。） <u>、特2級であったもの又は2級であったものうち人事委員会の定めるもの</u> (7)～(14) 略	第6号区分	(1)～(5) 略 (6) 平成18年4月以後の教育職員給与条例の高等学校等教育職員給料表又は中学校教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第5号区分の項第6号に掲げる者を除く。） <u>又は2級であったものうち人事委員会の定めるもの</u> (7)～(14) 略
略		略	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第14号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

支給区分 組 織		部長又は部長相当職		次長又は次長相当職		課長又は課長相当職			課長補佐 又は課長 補佐相当職
		1 種	2 種	3 種	4 種	4 種	5 種	6 種	
知 事	本 庁	理 事	監察査察監	局 長	知事室次長	課 長	旅券事務長	副 課 長	
		危機管理監	参 事	行政改革担 当参事	国際担当参 事	企 画 員 (政策審議 課及び医務 課に置き、 本庁の課長 と同等の職 務を行う者 に限る。)	企 画 員 室 長	副 室 長	
		知事室長	技 監		情報政策担 当参事			総括審議員	
		部 長	紀の国わか やま文化祭 担当参事		生活安全参 事			総括監察査 察員	
		会計管理者						主 幹	

				食品安全参事 労働政策参事 参事			分室長 総括検査員	
地方機関	共通					企画員	総括専門員 総括研究員 主幹	
	振興局	局長 参事 (那賀振興局に置く医療職給料表(I)を適用される者に限る。)	局長	参事	部長 (那賀振興局建設部、有田振興局健康福祉部及び西牟婁振興局建設部の長に限る。)	部長 副参事 支所長 海南工事事務所長 ダム管理事務所長 紀の川流域下水道事務所長 近畿自動車道紀南高速事務所長	副部长 支所次長 海南工事事務所次長 紀の川流域下水道事務所次長 近畿自動車道紀南高速事務所次長	
	東京事務所		所長	次長			企業誘致統括員	
	県税事務所		所長 (和歌山県税事務所の長に限る。)	所長			次長	
	消防学校					校長	副校長	
	防災航空センター					所長		
	文書館					館長	次長	
	環境衛生研究センター				所長		次長 部長	
	鳥獣保護センター					所長		
	南紀熊野ジオパークセ						事務長	

ンター								
消費生活センター				所 長				
男女共同参画センター				所 長				
動物愛護センター						所 長		
子ども・女性・障害者相談センター				所 長 参 事			次 長	
紀南児童相談所						所 長	次 長 分 室 長	
仙 溪 学 園						園 長	次 長	
精神保健福祉センター						所 長		
保 健 所						所 長 支 所 長	次 長 支 所 次 長	
高等看護学院			学 院 長	副 学 院 長		事 務 長	教 務 主 幹	
なぎ看護学校				参 事		学 校 長		
こころの医療センター			院 長	事 務 局 長			副 院 長 事 務 局 次 長 部 長 看 護 副 部 長	
難病・子ども保健相談支援センター						所 長		
公営競技事務所						所 長	次 長	
和歌山産業技術専門学院					学 院 長		副 学 院 長	
田辺産業技術専門学院						学 院 長	副 学 院 長	

	工業技術センター		所 長					副 所 長 部 長	
	世界遺産センター			所 長				事 務 長	
	農業試験場						場 長	副 場 長	
	農業試験場 暖地園芸センター						所 長		
	果樹試験場						場 長	副 場 長	
	果樹試験場 かき・もも 研究所						所 長		
	果樹試験場 うめ研究所						所 長		
	畜産試験場						場 長		
	畜産試験場 養鶏研究所						所 長		
	林業試験場		参 事				場 長	副 場 長	
	水産試験場						場 長	副 場 長	
	農林大学校						校 長 所 長	副 校 長 教 授 林業研修部長	
	農作物病害 虫防除所							所 長	
	家畜保健衛 生所						所 長		
	和歌山下津 港湾事務所						所 長	次 長	
県	議 会	事務局長		事務局次長		課 長	秘書広報室 長	副 課 長 総括調査員	
教 育 委 員	本 庁		教育企画監 局 長	参 事	課 長	室 長	教育企画員	副 課 長 主 幹	

会 地方機関	教育事務所						所 長	副 所 長	
	教育センター 学びの丘						所 長	副 所 長 教育企画員	
	図 書 館				副 館 長			紀南図書館 長	
	近代美術館				副 館 長				
	博 物 館				副 館 長			主 幹	
	紀伊風土記 の丘						副 館 長		
	自然博物館						副 館 長	教育企画員	
	県立学校							事 務 長	事 務 長
警 察	本 部			参 事 官		課 長 監 察 官	室 長 センター長 (運転免許 課に置くも のを除く。)	次 席 副 所 長	
選 挙 管 理 委 員 会	本 庁					事 務 局 長		事 務 局 次 長	
	地 方 機 関 分 局						分 局 長		
監 査 委 員 会	事 務 局 長					課 長		副 課 長 総括調査員	
人 事 委 員 会	事 務 局 長					課 長		副 課 長	
労 働 委 員 会	事 務 局 長				事 務 局 次 長	課 長		副 課 長	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会								事 務 局 長	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第15号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則 (昭和41年和歌山県人事委員会規則第19号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表 (第2条関係)			別表 (第2条関係)		
機関		職	機関		職
略		略	略		略
知事部局	本庁	理事 危機管理監 監察査察監 知事室長 部長 参事 国際担当 参事 技監 会計管理者 知事室次長 局長 監察査察参事 行政改革担当参事 情報政策担当参事 紀の国わかやま文化祭担当参事 生活安全参事 食品安全参事 ねんりんピック担当参事 労働政策参事 課長 (人事、労務を担当する課長相当職を含む。) 室長 (人事、労務を担当する者に限る。) 副課長 総括審議員 総括監察査察員 旅券事務長 分室長 監察査察員 改革推進員 総括課長 補佐、課長補佐、班長、主任及び主査 (秘書課、人事課 (職員厚生室を除く。)、監察査察課及び行政改革課に置くものに限る。) 副主査及び主事 (人事課 (人材育成班を除く。)、監察査察課又は行政改革課において人事若しくは給与の企画又は考査に関する事務を行う者に限る。)	知事部局	本庁	理事 危機管理監 監察査察監 知事室長 部長 参事 国際担当 参事 技監 会計管理者 知事室次長 局長 監察査察参事 行政改革担当参事 政策統括参事 生活安全参事 食品安全参事 ねんりんピック担当参事 労働政策参事 課長 (人事、労務を担当する課長相当職を含む。) 室長 (人事、労務を担当する者に限る。) 副課長 総括審議員 総括監察査察員 旅券事務長 分室長 監察査察員 改革推進員 総括課長補佐、課長補佐、班長、主任及び主査 (秘書課、人事課 (職員厚生室を除く。)、監察査察課及び行政改革課に置くものに限る。) 副主査及び主事 (人事課 (人材育成班を除く。)、監察査察課又は行政改革課において人事若しくは給与の企画又は考査に関する事務を行う者に限る。)
略	略		略	略	
教育委員会	本庁	教育企画監 局長 参事 課長及び室長 (人事、労務を担当する課長相当職を含む。) 副課長 人事主事 課長補佐 (人事、労務について課長及び室長を補佐する者に限る。) 教職員課及び義務教育課の班長、主任、主査、副主査及び主事 (人事又は給与の企画に関する事務を行う者に限る。)	教育委員会	本庁	教育企画監 局長 参事 課長及び室長 (人事、労務を担当する課長相当職を含む。) 副課長 人事主事 課長補佐 (人事、労務について課長及び室長を補佐する者に限る。) 総務課、給与福利課及び学校人事課の班長、主任、分室長、主査、副主査及び主事 (人事又は給与の企画に関する事務を行う者に限る。)
地方機	教育事務所	所長 副所長 人事給与課の課長、人事主事、主任、主査、副主査及び主	地方機	教育支援事務所	所長

関		事（人事又は給与の企画に関する事務を行う者に限る。）
	略	
	自然博物館	副館長 教育企画員
	県立学校	校長 副校長 教頭 事務長
略		
備考 略		

関		
	略	
	自然博物館	副館長
	県立学校	校長 教頭 事務長
略		
備考 略		

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第16号

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（平成29年和歌山県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係） 紀美野町の管理職員等の範囲		別表第1（第2条関係） 紀美野町の管理職員等の範囲	
機関	職	機関	職
略		略	
長谷毛原診療所	略	長谷毛原診療所	略
		保育所	主幹 所長 副所長
略		略	
別表第4（第2条関係） 日高町の管理職員等の範囲		別表第4（第2条関係） 日高町の管理職員等の範囲	
機関	職	機関	職
略		略	
保健福祉総合センター	略	日高町保健福祉センター	略
略	略	略	略
中学校	略	中学校	略

別表第9 (第2条関係)
白浜町の管理職員等の範囲

機関	職
略	略
町長部局	会計管理者 課長 副課長 危機管理室長 行政改革室長 債権管理回収室長 幼児対策室長
略	

別表第11 (第2条関係)
すさみ町の管理職員等の範囲

機関	職
略	
教育委員会事務局	参事 教育次長 課長 社会教育主幹
略	

別表第21 (第2条関係)
御坊市外五ヶ町病院経営事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
ひだか病院	略
略	略

別表第34 (第2条関係)
田辺周辺広域市町村圏組合の管理職員等の範囲

機関	職
事務局	会計管理者 事務局次長 事務局長

別表第9 (第2条関係)
白浜町の管理職員等の範囲

機関	職
略	略
町長部局	会計管理者 課長 副課長 危機管理室長 行政改革室長 債権管理回収室長 幼児対策室長 ねりんピック推進室長
略	

別表第11 (第2条関係)
すさみ町の管理職員等の範囲

機関	職
略	
教育委員会事務局	参事 教育次長 社会教育主幹
略	

別表第21 (第2条関係)
御坊市外五ヶ町病院経営事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
国保日高総合病院	略
略	略

別表第34 (第2条関係)
田辺周辺広域市町村圏組合の管理職員等の範囲

機関	職
事務局	会計管理者 事務局長

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第21の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第17号

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤勉手当の支給基準に関する規則 (平成18年和歌山県人事委員会規則第18号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(成績率)</p> <p>第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員等（次号において「再任用職員」という。）以外の職員等 <u>100分の190</u>（職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官（次号において「特定幹部職員等」という。）にあつては、<u>100分の230</u>）</p> <p>(2) 略</p>	<p>(成績率)</p> <p>第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員等（次号において「再任用職員」という。）以外の職員等 <u>100分の195</u>（職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官（次号において「特定幹部職員等」という。）にあつては、<u>100分の235</u>）</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第18号

職員の苦情処理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の苦情処理に関する規則の一部を改正する規則

職員の苦情処理に関する規則（平成17年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第1項第11号及び法第7条第4項の規定により公平委員会の事務を受託した場合における法第8条第2項第3号の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。）からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(人事委員会に対する苦情相談)</p> <p>第2条 職員（離職した職員を含む。第4条第1項において同じ。）は、人事委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあつては、次に掲げる苦情相談に限る。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づく採用に関する苦情相談</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第1項第11号の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。）からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(人事委員会に対する苦情相談)</p> <p>第2条 職員（離職した職員を含む。第4条第1項において同じ。）は、人事委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあつては、次に掲げる苦情相談に限る。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第28条の4又は第28条の5の規定に基づく採用に関する苦情相談</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第19号

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則
人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則（昭和27年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を事務局長に委任する。 (1)～(19) 略 <u>(20) 地方公務員法第8条第1項第11号及び同法第7条第4項の規定により公平委員会の事務を受託した場合における同法第8条第2項第3号並びに任期付研究員条例第7条第4項に規定する苦情の処理に関すること。</u> (21) 略	第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を事務局長に委任する。 (1)～(19) 略 (20) 地方公務員法第8条第1項第11号及び任期付研究員条例第7条第4項に規定する苦情の処理に関すること。 (21) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第15号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
(臨時の講師の給与) 第12条 略 別表第1 調整基本額表（第5条の3関係） ア 小学校、中学校等教育職員給料表 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">職務の級</td> <td>調整基本額</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>特 2 級</td> <td style="text-align: right;">11,300円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> イ 高等学校等教育職員給料表 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">職務の級</td> <td>調整基本額</td> </tr> </table>	職務の級	調整基本額	略	略	2 級	略	特 2 級	11,300円	略		職務の級	調整基本額	(臨時又は非常勤の講師の給与) 第12条 略 別表第1 調整基本額表（第5条の3関係） ア 小学校、中学校等教育職員給料表 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">職務の級</td> <td>調整基本額</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> イ 高等学校等教育職員給料表 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">職務の級</td> <td>調整基本額</td> </tr> </table>	職務の級	調整基本額	略	略	2 級	略	略		職務の級	調整基本額
職務の級	調整基本額																						
略	略																						
2 級	略																						
特 2 級	11,300円																						
略																							
職務の級	調整基本額																						
職務の級	調整基本額																						
略	略																						
2 級	略																						
略																							
職務の級	調整基本額																						

略	略
2 級	略
特 2 級	11,500円
略	

別表第 2 (第 8 条関係)

職	支給区分	
小学校	略	
	(3) 略	略
	(4) 副校長	3 種
	(5) 略	略
	(6) 略	略
中学校	略	
	(3) 略	略
	(4) 副校長	3 種
	(5) 略	略
	(6) 略	略
義務教育学校	略	
	(3) 略	略
	(4) 副校長	3 種
	(5) 略	略
	(6) 略	略
高等学校	略	
	(3) 略	略
	(4) 副校長	3 種
	(5) 略	略
	(6) 略	略

略	略
2 級	略
略	

別表第 2 (第 8 条関係)

職	支給区分	
小学校	略	
	(3) 略	略
	(4) 略	略
	(5) 略	略
	(6) 略	略
中学校	略	
	(3) 略	略
	(4) 略	略
	(5) 略	略
	(6) 略	略
義務教育学校	略	
	(3) 略	略
	(4) 略	略
	(5) 略	略
	(6) 略	略
高等学校	略	
	(3) 略	略
	(4) 略	略
	(5) 略	略
	(6) 略	略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第16号

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																							
<p>(昇格の場合の号給) 第23条 略 2 前3条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。ただし、小学校、中学校等教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の職務の級を2級から特2級に在級させることなく3級に職員を昇格させた場合には、当該3級を2級の1級上位の職務の級とみなして前項の規定を適用する。</p> <p>3・4 略</p> <p>(降格の場合の号給) 第25条 略 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。ただし、小学校、中学校等教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の職務の級を3級から特2級に在級させることなく2級に職員を降格させた場合には、当該2級を3級の1級下位の職務の級とみなして前項の規定を適用する。</p> <p>3 略</p> <p>別表第2 級別資格基準表（第5条関係） ア 小学校、中学校等教育職員給料表級別資格基準表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職種</th> <th rowspan="2">学歴免許等</th> <th colspan="2">職務の級</th> </tr> <tr> <th>1級</th> <th>2級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副校長 教頭</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主幹教諭</td> <td>大学卒</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>短大卒</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略 イ 高等学校等教育職員給料表級別資格基準表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>学歴免許等</th> <th>職務の級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職種	学歴免許等	職務の級		1級	2級	略	略			副校長 教頭	略			主幹教諭	大学卒		0	短大卒		0	略				職種	学歴免許等	職務の級				<p>(昇格の場合の号給) 第23条 略 2 前3条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(降格の場合の号給) 第25条 略 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第2 級別資格基準表（第5条関係） ア 小学校、中学校等教育職員給料表級別資格基準表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職種</th> <th rowspan="2">学歴免許等</th> <th colspan="2">職務の級</th> </tr> <tr> <th>1級</th> <th>2級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教頭</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略 イ 高等学校等教育職員給料表級別資格基準表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>学歴免許等</th> <th>職務の級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職種	学歴免許等	職務の級		1級	2級	略	略			教頭	略			略				職種	学歴免許等	職務の級			
職種			学歴免許等	職務の級																																																				
	1級	2級																																																						
略	略																																																							
副校長 教頭	略																																																							
主幹教諭	大学卒		0																																																					
	短大卒		0																																																					
略																																																								
職種	学歴免許等	職務の級																																																						
職種	学歴免許等	職務の級																																																						
		1級	2級																																																					
略	略																																																							
教頭	略																																																							
略																																																								
職種	学歴免許等	職務の級																																																						

		1 級	2 級			1 級	2 級
略	略						
副校長 教頭	略						
主幹教諭	大学卒						0
	短大卒						0
略							
備考 略 ウ 略				備考 略 ウ 略			

別表第7アの表及びイの表を次のように改める。

ア 小学校、中学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2 級	特 2 級	3 級		4 級
			2 級からの昇格の場合	特 2 級からの昇格の場合	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	2	1	1	2	1
11	3	1	1	3	1
12	4	1	1	4	1
13	5	1	1	5	1
14	6	1	1	6	1
15	7	1	1	7	1

16	8	1	1	8	1
17	9	1	1	9	1
18	10	1	1	10	1
19	11	1	1	11	1
20	12	1	1	12	1
21	13	1	1	13	1
22	14	1	1	14	1
23	15	1	1	15	1
24	16	1	1	16	1
25	17	1	1	17	1
26	18	1	1	18	1
27	19	1	1	19	1
28	20	1	1	20	1
29	21	1	1	21	1
30	22	1	1	22	1
31	23	1	1	23	1
32	24	1	1	24	1
33	25	1	1	25	1
34	26	1	1	26	1
35	27	1	1	27	1
36	28	1	1	28	1
37	29	1	1	29	1
38	30	2	1	30	1
39	31	3	1	31	1
40	32	4	1	32	1
41	33	5	1	33	1
42	34	6	1	34	1
43	35	7	1	35	1
44	36	8	1	36	1
45	37	9	1	37	1
46	38	10	1	38	1
47	39	11	1	39	1
48	40	12	1	40	1
49	41	13	1	41	1

50	41	14	2	42	1
51	42	15	3	43	1
52	42	16	4	44	1
53	43	17	5	45	1
54	43	18	6	46	1
55	44	19	7	47	1
56	44	20	8	48	1
57	45	21	9	49	1
58	45	22	10	50	2
59	45	23	11	51	3
60	46	24	12	52	4
61	46	25	13	53	5
62	46	26	14	54	6
63	47	27	15	55	7
64	47	28	16	56	8
65	47	29	17	57	9
66	48	30	18	58	10
67	48	31	19	59	11
68	48	32	20	60	12
69	49	33	21	61	13
70	50	34	22	62	14
71	51	35	23	63	15
72	52	36	24	64	16
73	53	37	25	65	17
74	53	38	26	66	18
75	54	39	27	67	19
76	54	40	28	68	20
77	55	41	29	69	20
78	55	42	30	70	20
79	56	43	31	71	20
80	56	44	32	72	20
81	57	45	33	73	21
82	57	46	34	73	21
83	58	47	35	74	21

84	58	48	36	74	21
85	59	49	37	75	21
86	59	50	38	75	22
87	60	51	39	76	22
88	60	52	40	76	22
89	61	53	41	77	22
90	61	54	42	78	22
91	61	55	43	79	23
92	62	56	44	80	23
93	62	57	45	80	23
94	62	58	46	80	
95	63	59	47	80	
96	63	60	48	81	
97	63	61	49	81	
98	64	62	50	81	
99	64	63	51	81	
100	64	64	52	82	
101	65	65	53	82	
102	65	66	54	82	
103	65	67	55	82	
104	65	68	56	83	
105	65	69	57	83	
106	65	70	58	83	
107	65	71	59	83	
108	66	72	60	84	
109	66	73	61	84	
110	66	74	61	84	
111	66	75	62	84	
112	66	76	62	84	
113	66	77	63	85	
114	66	77	63	85	
115	67	78	64	86	
116	67	78	64	86	
117	67	79	65	87	

118	67	79	66		
119	67	80	67		
120	67	80	68		
121	67	81	69		
122	68	82	69		
123	68	83	70		
124	68	84	70		
125	68	85	71		
126		86	71		
127		87	72		
128		88	72		
129		89	73		
130		89	73		
131		90	74		
132		90	74		
133		90	74		
134		90	74		
135		91	74		
136		91	74		
137		91	74		
138		91	74		
139		92	74		
140		92	74		
141		92	74		
142		92	74		
143		93	74		
144		93	74		
145		93	74		
146		93	74		
147		94	74		
148		94	74		
149		94	74		
150		94	74		
151		95	75		

152		95	75		
153		95	75		
154		96	75		
155		96	75		
156		96	76		
157		97	76		

イ 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	特2級	3級		4級
			2級からの昇格の場合	特2級からの昇格の場合	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1
18	1	1	1	1	1
19	1	1	1	1	1
20	1	1	1	1	1
21	1	1	1	1	1
22	2	1	1	1	1
23	3	1	1	1	1

24	4	1	1	1	1
25	5	1	1	1	1
26	6	2	1	2	1
27	7	3	1	3	1
28	8	4	1	4	1
29	9	5	1	5	1
30	10	6	1	6	1
31	11	7	1	7	1
32	12	8	1	8	1
33	13	9	1	9	1
34	14	10	1	10	1
35	15	11	1	11	1
36	16	12	1	12	1
37	17	13	1	13	1
38	18	14	1	14	1
39	19	15	1	15	1
40	20	16	1	16	1
41	21	17	1	17	1
42	22	18	1	18	2
43	23	19	1	19	3
44	24	20	1	20	4
45	25	21	1	21	5
46	26	22	1	22	6
47	27	23	1	23	7
48	28	24	1	24	8
49	29	25	1	25	9
50	29	26	1	26	10
51	30	27	1	27	11
52	30	28	1	28	12
53	31	29	1	29	13
54	31	30	2	30	14
55	32	31	3	31	15
56	32	32	4	32	16
57	33	33	5	33	17

58	33	34	6	34	18
59	34	35	7	35	19
60	34	36	8	36	20
61	35	37	9	37	21
62	35	38	10	38	22
63	36	39	11	39	23
64	36	40	12	40	24
65	37	41	13	41	25
66	37	42	14	42	25
67	38	43	15	43	26
68	38	44	16	44	26
69	39	45	17	45	27
70	39	46	18	46	27
71	40	47	19	47	28
72	40	48	20	48	28
73	41	49	21	49	29
74	41	50	22	50	29
75	42	51	23	51	30
76	42	52	24	52	30
77	43	53	25	53	31
78	43	54	26	54	
79	44	55	27	55	
80	44	56	28	56	
81	45	57	29	57	
82	46	58	30	58	
83	47	59	31	59	
84	48	60	32	60	
85	49	61	33	61	
86	49	62	34	61	
87	50	63	35	62	
88	50	64	36	62	
89	51	65	37	63	
90	51	66	38	63	
91	52	67	39	64	

92	52	68	40	64	
93	53	69	41	65	
94	53	70	42	66	
95	53	71	43	67	
96	54	72	44	68	
97	54	73	45	69	
98	54	74	46	69	
99	55	75	47	69	
100	55	76	48	70	
101	55	77	49	70	
102	56	78	49	70	
103	56	79	50	71	
104	56	80	50	71	
105	57	81	51	71	
106	57	81	51	72	
107	57	82	52	72	
108	58	82	52	72	
109	58	83	53	73	
110	58	83	53	73	
111	59	84	54	73	
112	59	84	54	74	
113	59	85	55	74	
114	60	85	55	74	
115	60	86	56	75	
116	60	86	56	75	
117	61	87	57	75	
118	61	87	57		
119	61	88	57		
120	61	88	57		
121	61	89	57		
122	62	89	57		
123	62	89	57		
124	62	89	58		
125	62	89	58		

126	62	90	58		
127	63	90	58		
128	63	90	58		
129	63	90	58		
130	63	90	58		
131	63	91	59		
132	64	91	59		
133	64	91	59		
134	64	91	59		
135	64	91	59		
136	64	92	59		
137	65	92	59		
138	65	92	59		
139	65	92	59		
140	65	92	59		
141	65	93	59		
142	66	93	59		
143	66	94	60		
144	66	94	60		
145	66	95	60		
146	66				
147	67				
148	67				
149	67				
150	67				
151	67				
152	68				
153	68				

別表第8アの表及びイの表を次のように改める。

ア 小学校、中学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級		特2級	3級
		特2級からの降格の場合	3級からの降格の場合		
1	9	37	49	9	57

2	10	38	50	10	58
3	10	39	51	11	59
4	11	40	52	12	60
5	12	41	53	13	61
6	13	42	54	14	62
7	14	43	55	15	63
8	15	44	56	16	64
9	16	45	57	17	65
10	17	46	58	18	66
11	18	47	59	19	67
12	19	48	60	20	68
13	20	49	61	21	69
14	21	50	62	22	70
15	23	51	63	23	71
16	24	52	64	24	72
17	25	53	65	25	73
18	26	54	66	26	74
19	27	55	67	27	75
20	28	56	68	28	80
21	29	57	69	29	85
22	30	58	70	30	90
23	31	59	71	31	93
24	32	60	72	32	93
25	33	61	73	33	93
26	34	62	74	34	93
27	35	63	75	35	93
28	36	64	76	36	93
29	37	65	77	37	93
30	38	66	78	38	93
31	39	67	79	39	93
32	40	68	80	40	93
33	41	69	81	41	93
34	42	70	82	42	93
35	43	71	83	43	93

36	44	72	84	44	93
37	45	73	85	45	93
38	46	74	86	46	
39	47	75	87	47	
40	48	76	88	48	
41	50	77	89	49	
42	52	78	90	50	
43	54	79	91	51	
44	56	80	92	52	
45	59	81	93	53	
46	62	82	94	54	
47	65	83	95	55	
48	68	84	96	56	
49	69	85	97	57	
50	70	86	98	58	
51	71	87	99	59	
52	72	88	100	60	
53	74	89	101	61	
54	76	90	102	62	
55	78	91	103	63	
56	80	92	104	64	
57	82	93	105	65	
58	84	94	106	66	
59	86	95	107	67	
60	88	96	108	68	
61	91	97	110	69	
62	94	98	112	70	
63	97	99	114	71	
64	100	100	116	72	
65	107	101	117	73	
66	114	102	118	74	
67	121	103	119	75	
68	125	104	120	76	
69	125	105	122	77	

70	125	106	124	78	
71	125	107	126	79	
72	125	108	128	80	
73	125	109	130	82	
74	125	110	150	84	
75	125	111	155	86	
76	125	112	157	88	
77	125	114	157	89	
78	125	116	157	90	
79	125	118	157	91	
80	125	120	157	95	
81	125	121	157	99	
82	125	122	157	103	
83	125	123	157	107	
84	125	124	157	112	
85	125	125	157	114	
86	125	126	157	116	
87	125	127	157	117	
88	125	128	157	117	
89	125	130	157	117	
90	125	134	157	117	
91	125	138	157	117	
92	125	142	157	117	
93	125	146	157	117	
94	125	150			
95	125	153			
96	125	156			
97	125	157			
98	125	157			
99	125	157			
100	125	157			
101	125	157			
102	125	157			
103	125	157			

104	125	157			
105	125	157			
106	125	157			
107	125	157			
108	125	157			
109	125	157			
110	125	157			
111	125	157			
112	125	157			
113	125	157			
114	125	157			
115	125	157			
116	125	157			
117	125	157			
118	125				
119	125				
120	125				
121	125				
122	125				
123	125				
124	125				
125	125				
126	125				
127	125				
128	125				
129	125				
130	125				
131	125				
132	125				
133	125				
134	125				
135	125				
136	125				
137	125				

138	125				
139	125				
140	125				
141	125				
142	125				
143	125				
144	125				
145	125				
146	125				
147	125				
148	125				
149	125				
150	125				
151	125				
152	125				
153	125				
154	125				
155	125				
156	125				
157	125				

イ 高等学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1 級	2 級		特 2 級	3 級
		特 2 級からの降格の場合	3 級からの降格の場合		
1	21	25	53	25	41
2	22	26	54	26	42
3	23	27	55	27	43
4	24	28	56	28	44
5	25	29	57	29	45
6	26	30	58	30	46
7	27	31	59	31	47
8	28	32	60	32	48
9	29	33	61	33	49

10	30	34	62	34	50
11	31	35	63	35	51
12	32	36	64	36	52
13	33	37	65	37	53
14	34	38	66	38	54
15	35	39	67	39	55
16	36	40	68	40	56
17	37	41	69	41	57
18	38	42	70	42	58
19	39	43	71	43	59
20	40	44	72	44	60
21	41	45	73	45	61
22	42	46	74	46	62
23	43	47	75	47	63
24	44	48	76	48	64
25	45	49	77	49	66
26	46	50	78	50	68
27	47	51	79	51	70
28	48	52	80	52	72
29	50	53	81	53	74
30	52	54	82	54	76
31	54	55	83	55	77
32	56	56	84	56	77
33	58	57	85	57	77
34	60	58	86	58	77
35	62	59	87	59	77
36	64	60	88	60	77
37	66	61	89	61	77
38	68	62	90	62	
39	70	63	91	63	
40	72	64	92	64	
41	74	65	93	65	
42	76	66	94	66	
43	78	67	95	67	

44	80	68	96	68	
45	81	69	97	69	
46	82	70	98	70	
47	83	71	99	71	
48	84	72	100	72	
49	86	73	102	73	
50	88	74	104	74	
51	90	75	106	75	
52	92	76	108	76	
53	95	77	110	77	
54	98	78	112	78	
55	101	79	114	79	
56	104	80	116	80	
57	107	81	123	81	
58	110	82	130	82	
59	113	83	142	83	
60	116	84	145	84	
61	121	85	145	86	
62	126	86	145	88	
63	131	87	145	90	
64	136	88	145	92	
65	141	89	145	93	
66	146	90	145	94	
67	151	91	145	95	
68	153	92	145	96	
69	153	93	145	99	
70	153	94	145	102	
71	153	95	145	105	
72	153	96	145	108	
73	153	97	145	111	
74	153	98	145	114	
75	153	99	145	117	
76	153	100	145	117	
77	153	101	145	117	

78	153	102			
79	153	103			
80	153	104			
81	153	106			
82	153	108			
83	153	110			
84	153	112			
85	153	114			
86	153	116			
87	153	118			
88	153	120			
89	153	125			
90	153	130			
91	153	135			
92	153	140			
93	153	142			
94	153	144			
95	153	145			
96	153	145			
97	153	145			
98	153	145			
99	153	145			
100	153	145			
101	153	145			
102	153	145			
103	153	145			
104	153	145			
105	153	145			
106	153	145			
107	153	145			
108	153	145			
109	153	145			
110	153	145			
111	153	145			

112	153	145			
113	153	145			
114	153	145			
115	153	145			
116	153	145			
117	153	145			
118	153				
119	153				
120	153				
121	153				
122	153				
123	153				
124	153				
125	153				
126	153				
127	153				
128	153				
129	153				
130	153				
131	153				
132	153				
133	153				
134	153				
135	153				
136	153				
137	153				
138	153				
139	153				
140	153				
141	153				
142	153				
143	153				
144	153				
145	153				

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第17号

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和51年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

小学校、中学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
再任用職員及び 育児短時間勤務 に伴う短時間勤 務職員以外の職 員	1号給から 4号給まで	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	5号給から 8号給まで	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	9号給から 12号給まで	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	13号給から 16号給まで	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	17号給から 20号給まで	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	21号給から 24号給まで	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	25号給から 28号給まで	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	29号給から 32号給まで	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	33号給から 36号給まで	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	37号給から 40号給まで	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000

41号給から 44号給まで	3,100	3,500	5,400	6,000	
45号給から 48号給まで	3,200	3,700	5,600	6,100	
49号給から 52号給まで	3,300	3,800	5,700	6,300	
53号給から 56号給まで	3,400	4,100	5,800	6,400	
57号給から 60号給まで	3,500	4,300	6,000	6,600	
61号給から 64号給まで	3,600	4,500	6,100	6,800	
65号給から 68号給まで	3,700	4,800	6,300	6,900	
69号給から 72号給まで	3,800	4,900	6,400	7,000	
73号給から 76号給まで	3,900	5,100	6,500	7,100	
77号給から 80号給まで	4,000	5,300	6,700	7,200	
81号給から 84号給まで	4,100	5,400	6,800	7,300	
85号給から 88号給まで	4,100	5,500	6,900	7,400	
89号給から 92号給まで	4,200	5,600	6,900	7,500	
93号給から 96号給まで	4,300	5,800	7,000	7,500	
97号給から100号給まで	4,400	5,900	7,200		
101号給から104号給まで	4,400	6,100	7,200		
105号給から108号給まで	4,500	6,200	7,200		

	109号給から112号給まで	4,500	6,300	7,300		
	113号給から116号給まで	4,600	6,400	7,300		
	117号給から120号給まで	4,700	6,500	7,300		
	121号給から124号給まで	4,700	6,600			
	125号給から128号給まで	4,800	6,700			
	129号給から132号給まで		6,800			
	133号給から136号給まで		6,900			
	137号給から140号給まで		6,900			
	141号給から144号給まで		6,900			
	145号給から148号給まで		7,000			
	149号給から152号給まで		7,100			
	153号給から156号給まで		7,100			
	157号給		7,100			
再任用職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400
育児短時間勤務 に伴う短時間勤 務職員		2,100	2,300	4,500	5,100	6,400

備考

- 1 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で助教諭、養護助教諭及び講師の職にある者のうち、短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額はこの表の額にかかわらず2,200円、大学卒の学歴免許等の資格を有するものの同手当の月額はこの表の額にかかわらず2,600円とする。

2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教諭、養護教諭及び栄養教諭の職にある者のうち大学卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額は、この表の額にかかわらず2,600円とする。

別表第2 (第2条関係)

高等学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
再任用職員及び 育児短時間勤務 に伴う短時間勤 務職員以外の職 員	1号給から 4号給まで	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	5号給から 8号給まで	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	9号給から 12号給まで	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	13号給から 16号給まで	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	17号給から 20号給まで	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	21号給から 24号給まで	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	25号給から 28号給まで	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	29号給から 32号給まで	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	33号給から 36号給まで	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	37号給から 40号給まで	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
	41号給から 44号給まで	3,100	4,100	5,400	6,600	

45号給から 48号給まで	3,200	4,300	5,600	6,800	
49号給から 52号給まで	3,300	4,500	5,700	6,900	
53号給から 56号給まで	3,400	4,800	5,800	7,000	
57号給から 60号給まで	3,500	4,900	6,000	7,100	
61号給から 64号給まで	3,600	5,100	6,100	7,200	
65号給から 68号給まで	3,700	5,300	6,300	7,300	
69号給から 72号給まで	3,800	5,400	6,400	7,400	
73号給から 76号給まで	3,900	5,500	6,500	7,500	
77号給から 80号給まで	4,000	5,600	6,700	7,500	
81号給から 84号給まで	4,100	5,800	6,800		
85号給から 88号給まで	4,100	5,900	6,900		
89号給から 92号給まで	4,200	6,100	6,900		
93号給から 96号給まで	4,300	6,200	7,000		
97号給から100号給まで	4,400	6,300	7,200		
101号給から104号給まで	4,400	6,400	7,200		
105号給から108号給まで	4,500	6,500	7,200		
109号給から112号給まで	4,500	6,600	7,300		

	113号給から116号給まで	4,600	6,700	7,300		
	117号給から120号給まで	4,700	6,800	7,300		
	121号給から124号給まで	4,700	6,900			
	125号給から128号給まで	4,800	6,900			
	129号給から132号給まで	4,900	6,900			
	133号給から136号給まで	4,900	7,000			
	137号給から140号給まで	4,900	7,100			
	141号給から144号給まで	5,000	7,100			
	145号給から148号給まで	5,100	7,100			
	149号給から152号給まで	5,100				
	153号給	5,100				
再任用職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400
育児短時間勤務 に伴う短時間勤 務職員		2,100	2,600	4,500	5,100	6,400

備考

- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で助教諭及び講師の職にある者のうち、短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額はこの表の額にかかわらず2,200円、大学卒の学歴免許等の資格を有するものの同手当の月額はこの表の額にかかわらず2,600円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教諭の職にある者のうち短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額は、この表の額にかかわらず2,200円とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第18号

市町村立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

市町村立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年和歌山県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（支給対象職員） 第1条 市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号。以下「条例」という。）第17条の6第1項の教育委員会規則で定める職員は、<u>校長、副校長及び教頭の職にある職員とする。</u></p>	<p>（支給対象職員） 第1条 市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号。以下「条例」という。）第17条の6第1項の教育委員会規則で定める職員は、<u>校長及び教頭の職にある職員とする。</u></p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第19号

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則（平成24年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p>別表第3（第12条関係） へき地学校</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>所属郡市</th> <th>級</th> <th>学校名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">伊都郡</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>略 <u>高野山小学校富貴分校</u> 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	所属郡市	級	学校名	略			伊都郡	略	略	2級	略 <u>高野山小学校富貴分校</u> 略	略			<p>別表第3（第12条関係） へき地学校</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>所属郡市</th> <th>級</th> <th>学校名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">伊都郡</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>略 <u>富貴小学校</u> 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	所属郡市	級	学校名	略			伊都郡	略	略	2級	略 <u>富貴小学校</u> 略	略		
所属郡市	級	学校名																											
略																													
伊都郡	略	略																											
	2級	略 <u>高野山小学校富貴分校</u> 略																											
略																													
所属郡市	級	学校名																											
略																													
伊都郡	略	略																											
	2級	略 <u>富貴小学校</u> 略																											
略																													

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第488号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、根来寺遺跡展示施設の管理に関する事務の管理及び執行を次の規約により岩出市に委託した。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

根来寺遺跡展示施設の管理事務の委託に関する規約

(委託)

第1条 和歌山県は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、和歌山県が設置する根来寺遺跡展示施設（以下「展示施設」という。）の管理に関する事務の管理及び執行を岩出市に委託する。

(名称)

第2条 展示施設の名称は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 半地下式倉庫遺構等展示施設
- (2) 階段遺構等展示施設

(委託事務の範囲)

第3条 第1条の事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 展示施設の利用に関すること。
- (2) 展示施設の維持管理に関すること。
- (3) その他展示施設の管理に関し必要なこと。

(管理及び執行の方法)

第4条 委託事務の管理及び執行については、岩出市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第5条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、岩出市の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する経費で光熱水費、修繕費その他展示施設の管理に係るものうち和歌山県知事が必要と認めるものについては、和歌山県がこれを負担することができる。

(条例等の制定の場合の措置)

第6条 岩出市は、委託事務の管理及び執行に係る条例等を制定し、又は改廃したときは、速やかに和歌山県に通知しなければならない。

(補則)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、和歌山県と岩出市が協議して定める。

附 則

この規約は、根来寺遺跡展示施設設置及び管理条例（令和2年和歌山県条例第33号。以下「条例」という。）の公布の日から起算して3月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第2条（第2号に係る部分に限る。）の規定は、条例の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

正 誤

正 誤

令和2年3月17日付け和歌山県報第89号和歌山県告示第380号中

ページ	誤	正
4	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼養している牛に限る。	繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛に限る。